元簡易郵便局補助者による不祥事案の発生

本日、元簡易郵便局補助者が在職中の不正容疑で高知県安芸警察署に逮捕されました。

金融代理業を営む弊社に対するお客さまの信頼を著しく損なう結果を招いたことは非常に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後、こうした事案が発生しないよう、関係者を含めた社内コンプライアンスを徹底してまいります。

1 発生簡易郵便局

簡易郵便局名 安芸畑山簡易郵便局 住 所 安芸市畑山甲 984 番地

2 元簡易郵便局補助者(行為者) 小原 清郎(おはら せいろう) 55歳

3 事案内容

元補助者は、安芸畑山簡易郵便局において郵便貯金に関する現金の受払事務等を業務として 行っていたものであるが、平成22年11月25日ころ、お客さまから依頼を受けて、定額貯金の 満期解約処理を行い、再度定額貯金への預け入れを行う際に、現金27万円を横領した。

- 4 被害に遭われたお客さまへの対応 判明後、被害の原状回復を実施しました。
- 5 簡易郵便局業務委託契約の解除 当該簡易郵便局受託者とは、契約書に則り、契約を解除いたしました。

6 再発防止策

お客さまからの信頼を失墜させる部内犯罪について、その根絶を最重要課題として取り組んでおりましたが、このような事件が発生したことを受け、これまで以上に防犯の徹底を図るとともに、再発防止に全力で取り組みます。

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社四国支社 (広報担当)

電話:089-936-5572(直通)